

措置状況 (地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

平成14年度包括外部監査 監査の対象 「岐阜市病院事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理」

担当部局 市民病院

指 摘 事 項	措 置 状 況
1 患者負担未収金について (1) 患者負担未収金の回収状況 過去2年間の未収金の回収実績を調査したところ、未収金が発生してから1年目は約60%、2年目は約10%3年目は約3%と1年目の回収率が圧倒的に高い。これは、未収金が発生してから1年以上経過すると徴収不能になる確率が大幅に高くなっていることを示している。したがって、未収金の徴収不能額を減少させるには、発生後の短期間にいかに回収するかにかかっている。	経済情勢悪化の中、保険証の不所持者・医療費支払い困難者が増加しており、そのため、支払いの厳しい方、難しい方への事前の医療相談(本年度から常設)を積極的に進めております。 また、未払者の対応として、平成10年度から専属の嘱託収納員を雇用し、徴収に力を入れておりますが、特に本年度からは、周辺の市・町へと拡大し、収納率のアップを図っていきたいと考えております。 (平成15年度)
2 薬品について (1) 在庫管理の適正性について 現在のたな卸は薬品庫・調剤室・注射薬室・血液のみであり、病棟にある薬品については薬品庫等から払い出された時に使用されたとみなし、実地たな卸は行われていないので、病棟においても定期的に実地たな卸を行い、在庫管理を行うべきである。	各病棟の薬品棚には錠剤単位で置かれており、その棚卸をすることは人的手間がかかり、費用対効果が認められず、他の病院でも行われていないのが現状であるため、払い出し・請求を厳格に行うことで病棟の在庫管理を強化していきます。 (平成15年度)
3 診療材料について (1) 購入価格の決定は妥当であるかについて 緊急のもの、使用頻度の低い診療材料については、毎年の単価契約は行っていない。この単価契約を行っていない診療材料については、平成13年度の購入金額は、375百万円、平成13年度下記の購入件数だけで3,062件となっている。岐阜市契約規則第29条では、随意契約によるときはなるべく二人以上の者から見積書を徴すことになっており、改善すべきである。	使用頻度の低い物も平成15年1月に一括して単価契約し、見直しを図り、その後も単価契約を進めた結果、単価契約外の購入額は、平成15年8月分は400万円台にまで減少しております。 また、見積書の徴収については、岐阜市物品調達事務処理要領第2条の2に「7万円未満の物品は除く」とあり、それに従って行っており、特に問題はないと考えております。 (平成15年度)
(2) 発注管理について 一病棟をサンプルで抽出し、納品時に病院が納品されたものと請求伝票控との照合をしているかについて確認したところ、一部行われていなかった。病院が発注したものと同じものが、発注した数量だけ納品されたかを確認するためには、材料物品請求伝票と現物ないし納品書との照合を行う必要がある。	納品場所において、各診療科・病棟の担当者が材料物品請求伝票と現物を照合し、病院総室において支払い担当者が請求書と納品書を照合するよう、再度徹底しました。 (平成15年度)

措置状況 (地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

平成14年度包括外部監査

監査の対象 「岐阜市病院事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理」

担当部局 市民病院

指 摘 事 項	措 置 状 況
4 人件費について (1) 給与手当てについて 所属長が管理職ではない場合があるため、所属長の時間外勤務時間についての承認が自分自身によって行われている。事務決裁規則上は問題ないが、経営管理上、所属長の超過勤務時間について上長が承認する体制がないのは問題である。	現在の方法は、実態に即したものであり、合理的であると考えますが、他により良い方法があれば採用していきたいと考えております。 (平成15年度)
(2) 退職給与引当金について 欠損金のある場合には退職給与引当金を計上するのは不適当という行政事例もあるが、原則的には累積欠損金の有無に関係なく毎年度一定基準により引当を行うべきである。勤務者全員について勤務場所に応じた退職給与引当金の計上を検討すべきである。	現在は累積欠損金があり、退職給与引当金を計上することは適当でないと考えますので、剰余金が発生した際にはその処理方法の一つとして検討したいと考えております。 (平成15年度)
5 経費について (1) 委託料について ① 業者の選定方法について 診療報酬請求事務をはじめとする医療業務につき、業者選定については岐阜市民病院の医事業務内容に精通、習熟していることなどから、1社のみからの見積入手による随意契約によりなされている。しかし、見積書の各種業務内容のうち、案内業務、受付業務や病棟事務補助業務などは、業者を分けて委託することが可能であり、複数業者による入札を用いて経費削減を図れる余地がある。今後の病院経営に関して総合的に検討し、1社のみとするのか、複数業者に委託し、競争原理を取り入れていくのか判断していく必要がある。	医事業務に競争原理を取り入れ、委託業者が変更となった他の病院で、数ヶ月にわたり請求遅れ・誤り、窓口の混乱、カルテ届出の遅延、医師らとの連携の欠如、待ち時間の激増など、これらに伴う患者の苦情が大量に発生し、大混乱を招いた実例があります。また、参考として分離発注した場合の見積りを徴取したところ、委託管理者の増員等といった管理的経費の増大が見受けられた。よって、受付からレセプト計算、精算(会計)、加えて診療行為も含めた一連の業務がスムーズに流れ、病院の安定的な経営を維持するためにも、一括した医事業務委託の業者指定は不可欠であると判断しました。 (平成21年4月23日)
② 委託業務の契約金額、精算方法、委託業務の質の管理について 専門業者(㈱ニチ学館)との基本契約で、医業事務受託費として総額で年間契約を結ぶに際して、業務ごとの作業見積時間について実際にはどれだけの時間がかかっているかの検証が病院側では行われていない状況である。実際時間を病院側でも把握することで、予算申請や、契約交渉を実態に即して優位に進めることが可能となる。	15年度から用紙を作成し、業務の内容と時間を明示させ場合によっては、聞き取り調査を行って業務の把握を強化し、対応しております。 (平成15年度)

措置状況 (地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

平成14年度包括外部監査

監査の対象 「岐阜市病院事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理」

担当部局 市民病院

指 摘 事 項	措 置 状 況
③随意契約の場合の見積書の入手について 岐阜市契約規則第29条には「随意契約先による場合は、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。」としているが、現状は医事業務や検査業務など重要な業務委託について1社からしか見積書を入手していない。公平、適正な価格における契約を結ぶために重要な契約について随意契約にする場合は複数見積を入手することの検討が必要である。	岐阜市契約規則第29条の2に「前項の規定にかかわらず政令第167条の2第1項第2号から7号までの何れかに該当する場合において、一人の者と随意契約することができる」とあり、特に問題はないと考えております。 (平成15年度)
6 固定資産について (1) 器械備品 器械備品の実査の結果、次の19件(8.3%)の除却漏れ(期末簿価76,292千円)及び遊休資産1件、更に除却過大資産1件(除却額775千円)が発見された。	平成14年度に全て措置しました。 (平成15年度)
(2) 固定資産の除却手続き 岐阜市民病院の財務に関する特例を定める規則第61条で固定資産を売却撤去又は廃棄をしようとする場合は必要事項を記載した文章により行わなければならないと規定されている。しかし、除却は新規購入とペアで行われることが多いため、現物の引渡は新規購入者による引取りが通常となっている。除却の都度、除却申請が行われず、年度末に書類による一括除却処理が行われているため、除却漏れ等が発生している。	除却漏れが発生する原因は、病棟と事務局の連絡の悪さにあり、今後は各部署に保管管理者を定め、連絡表を作成し、医療器械を撤去する際に保管管理者から事務局へ提出してもらい、除却漏れが発生しない体制を15年度中に作りたいと考えております。 (平成15年度)
(3) 固定資産の管理について 固定資産の管理体制について、次の点の検討が必要であると認められた。 (i) 固定資産の現物レベルでの保管管理者が定められていない。管理規定上の不備にかかる問題でもあるが、現物が無くなった場合の責任の所在が明確となっていないので、保管責任者を定める必要がある。	15年度中に定めたいと考えております。 (平成15年度)

措置状況 (地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

平成14年度包括外部監査

監査の対象 「岐阜市病院事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理」

担当部局 市民病院

指 摘 事 項	措 置 状 況
(ii) 固定資産の利用状況が管理されていない。特に高額医療機器の利用状況の把握は次の医療機器の選定に重要な影響を与えるファクターとなるため、高度に有効利用されているか否かのデータ把握は重要である。 また、遊休品についても把握されていない。よって、他への転用等の有効活用ができない。	高額医療機器の利用状況を把握し、医療機器の選定、有効利用のために活用しており、医療機器購入委員会における医療機器の選定に当たっては、経営への寄与状況を考慮して行っております。 (平成20年10月22日)
(iii) 現物に管理用シールが完全に貼られていないため、現物の特定が困難であった。分離可能な物品について特定できるようシールを貼る必要がある。その上で少なくとも年1回の現物照合を行い、固定資産台帳を整備する必要がある。	医療機器の使用状態や、形状により、シールを貼れないものもあり全てに貼ることは現実には不可能であります。 また、現物照合についてはその必要性も含めて現在検討中であるため、15年度中に結論を出したいと考えております。 (平成15年度)
(4) 修繕費として計上されたもののうち固定資産として計上すべきと思われるもの 血管造影室改造器械設備工事等は、増改築に伴って発生した設備工事に係る支出であり、明らかに固定資産の増設に要したものと考えられるため、一時に費用処理するのではなく、該当する建物附属設備に計上した上で支出の効果が及ぶ期間に減価償却により期間配分する必要がある。	血管造影室の空調設備については以前から改修の計画があり、増改築の時期に合わせて行ったものであり、一体の工事とは考えていないため、固定資産としては計上していない。 (平成15年度)
(5) 機械備品の購入手続 機器の購入手法は、機種選定委員会の検討に基づいて決定され、入札手続も岐阜市契約規則に基づいて行われている。ただし、平成13年6月の経営管理会議で指摘されているとおり、平成15年度以降は高額医療機器の買替需要が続くので、予算内の効率的な更新を行うために、長期購入計画を早急に策定し、それに基づいて効果的な機種選定を行う必要がある。	外来・西病棟の改築整備計画に合わせ医療機器の整備計画を策定し、医療機器購入委員会において効率的な機種選定に努めております。 (平成20年10月22日)

措置状況 (地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

平成14年度包括外部監査

監査の対象 「岐阜市病院事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理」

担当部局 市民病院

指 摘 事 項	措 置 状 況
7 一般会計繰入金について (1)算出方法の妥当性について 一般会計繰入金の各項目の算出根拠については、地方公営企業法及び関連通達も繰入額の算出方法については具体的に決められているわけではなく、自治体、地方公営企業に裁量の余地を残したものになっている。その中で、岐阜市民病院は一般会計繰入金に関する明文化された規程等がなく、従来からの慣行を踏襲して各項目の額を算出しているが、算出根拠が不明瞭なものが散見される。 ①ケースワーカー人件費 選任の担当者が1名いるので、0.5人分とする根拠が乏しい。	選任ではあるが他の業務も行っており、その割合が算定できないため、0.5人分となっているものであります。 (平成15年度)
②精神病床運営費 平成13年度の1日当りの収入差額は入院日数15日から30日あたりの一般病棟と精神病棟との収入差額によっているが、算出された額を調整しており、その根拠が不明確である。	平成14年度決算から調整をやめ、正常化しました。 (平成15年度)
③特殊医療運営費 平成13年度の実際の算出は平成10年度の上記補助金の合計額によっている。平成13年度を基準にすると32,290千円となる。 いずれにしても収入をもって充てることができない相当額が、診療別の原価計算等を実施しないと把握困難であり、現在の算出方法を継続するならば、要綱の最新版を採用すべきである。	平成14年度決算から最新版を採用し、正常化しました。 (平成15年度)

措置状況 (地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

平成14年度包括外部監査

監査の対象 「市営住宅の管理・運営に関する事務の執行について」

担当部局 まちづくり推進部

指 摘 事 項	措 置 状 況
1 家賃の算定業務 (1) 本来入居者の家賃の算出については、その計算過程について他の自治体とは異なった計算方法が用いられていた。	家賃算出の基礎となる規模係数等の端数処理につきましては下記のとおり改めました。 (平成15年度)
① 規模係数の端数処理については多くの市が市営住宅の床面積を70㎡で除した数値を小数点以下第4位まで求め、第5位以下を切り捨てる処理を行っているが、岐阜市においては第5位を四捨五入して処理をしている。	① 規模係数の端数処理については、平成15年度から少数点第5位以下は切り捨て、小数点第4位まで求めるよう改めました。 (平成15年度)
② 床面積の求め方については、多くの市が小数点以下第2位以下を切り捨て小数点第1位まで求めているのに対し、岐阜市はより厳密に小数点第2位まで求め処理している。	② 床面積についても、小数点以下第2位以下は切り捨て小数点第1位まで求めるよう改めました。 (平成15年度)
(2) 近傍同種の家賃を算出する基礎となる建物の建築費は、建物全体の建築費より入居者全員の利益のために使用される共同施設に係わる部分を通常含めないこととされているが 青柳コーポ等では 建築費に含められて計算されていたため、これらの現象は昭和60年以降に建設された他の団地に含まれている可能性があるので、それらの団地については早急に内容を検討し、平成15年度については計算の方法を他都市と同様な方式に改めるべきである。	近傍同種の家賃を算出する基礎となる建物の建築費には共同施設の工事費は含めないこととされていますが、昭和60年以降に建設された団地のうち、青柳コーポ、本郷ハイツの両団地については、住宅の建築に要した費用に、共同施設の工事費を含めていましたので、建築費から共同施設部分は除外し算定するよう改めました。 (平成15年度)

措置状況 (地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

平成14年度包括外部監査 監査の対象 「市営住宅の管理・運営に関する事務の執行について」

担当部局 まちづくり推進部

指 摘 事 項	措 置 状 況
(3) 本来入居者の家賃と近傍同種の住宅の家賃について、算定上通常と異なった計算部分が認められ、両者を基に算出している収入超過者の家賃についても影響が及んでいる。この算定方法は他都市とも異なっており早急な精査と、しかるべき措置をとるべきである。	本来入居者の家賃と近傍同種の家賃を算定するにあたり、本来入居者の家賃算出基礎となる規模係数等の端数処理につきましては上記のとおり改めました。 また、近傍同種の家賃の計算の基礎となる建物の建築費につきましても上記のとおり改めました。 (平成15年度)
2 家賃滞納とその対策 (1) 滞納の状況、理由の把握、今後の滞納家賃の回収計画の立案をする上で滞納回収実務の交渉記録の作成が必要であり、保証人についても支払い義務はあるが、それ以上の追求、訴訟行為には至っていない。 債務履行の折衝についても交渉記録簿に記載し、保証人への債務履行折衝の過程を明らかにする必要がある。	家賃の滞納回収実務の交渉記録を作成保管するとともに保証人への債務履行折衝の過程についても交渉記録にて明らかにします。 (平成15年度)
(2) 公営住宅の家賃の督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。(地方自治法第231条の3第2項)が、現状ではこれらの徴収はしていない。	本市では未納者に督促手数料を課すと、家賃の納付がさらに困難となるおそれがあるため、今後も督促手数料等は徴収しない予定です。 (平成15年度)
(3) 住宅使用料収納率が低迷している理由として次の2点が考えられる。 ①滞納家賃の回収専属職員がいない。 ②法的措置(明渡し請求)を履行する基準が高く設定されている。	①職員による滞納整理につきましては、滞納家賃を回収する専属の職員は配置しておりませんが、職員並びに徴収専門の嘱託職員2名にて滞納整理に努めております。平成15年度からは職員による滞納整理の回数を増加するなどの方策を講じ収納率向上に努めます。 ②法的措置を履行する基準につきましては、滞納が12ヶ月以上となったもの、または、12ヶ月未満でも呼出に応じないなど誠意がないと認められるものを対象としておりますが、現状では滞納が12ヶ月以上の対象者が相当数いるため、順次対応したいと考えております。 (平成15年度)

措置状況 (地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

平成14年度包括外部監査

監査の対象 「市営住宅の管理・運営に関する事務の執行について」

担当部局 まちづくり推進部

指 摘 事 項	措 置 状 況
3 収入超過者に対する措置等 (1)収入超過者の家賃は算定過程に通常と異なる計算方法が認められ、結果的に家賃の算定業務にも、その影響が認められる。 (2)高額所得者の家賃は算定過程に通常と異なる計算方法が認められ結果的に家賃の算定業務にも、その影響が認められる。 また、明渡し期限後も入居している場合は、近傍同種の家賃の2倍相当の損害賠償金を取る必要があるが、実際には近傍同種の家賃を徴収し、処理の不徹底が見受けられた。	収入超過者の家賃の算定過程で、通常と異なる計算方法が認められましたので改めました。 高額所得の家賃算定過程で、通常と異なる計算方法が認められましたので改めました。 また、明渡し期限到来後も引き続き入居している場合は、近傍同種の家賃の2倍相当の損害賠償金を請求するよう対応します。 (平成15年度)
4 敷金の管理 (1)敷金の全体の把握については、現在は特段の集計資料がないため、利益金相当額を予算措置する場合において金額の把握につき、正確性を欠くこととなるので、敷金の全体の把握が可能となる集計資料を整備することが必要である。	敷金の運用に係る利益金相当額を把握するため、敷金全体が確認できるような集計資料を整備します。 (平成15年度)
(2)敷金の利益金相当額は、共同施設の建設に充てる等、入居者の共同の利便に使用するため、経理を明確にしておくことが求められているが、敷金を一般歳入として経理し、独立した預金としては区分していないことにより、その運用による利益金の額を知ることができないので、あらかじめその敷金を運用して得る利益金相当額を予算措置などにより決定しておく必要がある。	平成15年度予算から敷金運用利益相当額を共同施設の整備費として計上いたしました。 今後も同様に予算計上します。 (平成15年度)
5 市営住宅の改修工事等 (1)指名業者選定は工事の特性を考慮して厳格な業者を抽出し、かつ、特定の業者に指名が偏らないように選定していることとされている。 設計金額4,500万円未満の工事については、どのような判断基準に基づき選定したのか、明確に文章化されていない部分があった。今後、どの基準を重視して選定したのか第三者にも十分に説明できるように、明確に文章化する必要があるものとする。	現在、設計金額4,500万円以上の工事の指名理由について入札後「入札価格調書」に根拠条文を記載しておりますが、今後は、4,500万円未満の工事の指名理由についても、同様に処理いたします。(契約室確認済み) (平成15年度)

措置状況 (地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

平成14年度包括外部監査

監査の対象 「市営住宅の管理・運営に関する事務の執行について」

担当部局 まちづくり推進部

指 摘 事 項	措 置 状 況
6 市営住宅の修繕費 (1) 修繕を実施する業者は長年固定化している傾向があり、現在のまま一定の業者からの見積もりを徴収する方法を続けることは、便宜性がある反面、契約単価の硬直性という問題点も見受けられるため、方策を検討してみるべきである。	修繕を実施する業者は、長年固定化している傾向にありましたので、今後は、品質管理が適正で熟練した技能を有するとともに、緊急時に対応できる市内の業者がより多く参加できるよう平成16年度から対応いたします。 (平成15年度)
7 入居者の保管義務 (1) 承認時に提出される申請書綴りの最近年度以前のもは確認することができなかった。模様替・増築については、後に造作買取請求、有益費償還請求等の法律上の問題が生じることが有り、特約により請求権を排除することとしているが、許可書にその旨の記載がされており、関係書類の保管は大切であるので、関係書類の保管は大切であるので、関係書類の保管方法を定は引継を行う必要がある。	市営住宅の一部を模様替え等行う場合には、申請に基づき市営住宅一部変更等の許可をしておりますが、模様替えの承認、増築時等の関係書類につきましては、管理上重要な書類ですので入居者が退去するまでの間保管いたします。 (平成15年度)
(2) 担当者が個別に把握している入居者に関する状況も、将来において明確に引き継がれず、失われる可能性もあるので、管理方法を定めて、入居者の状況把握に関する資料を管理資料として、明確に引き継いでいくことが必要と考える。	担当者が個別に把握している入居者の状況把握に関する資料につきましては、入居者カード等に記載して管理資料として保管するとともに引継を行います。 (平成15年度)
8 駐車場の管理 (1) 駐車場の運営は、駐車場の運営委員会に任されているが、市側は最終の管理責任を負っている。 市側としては、運営委員会の規約を徴求し、その運営方法の適切さを確認することが必要である。 (2) 条例等によれば、駐車場の使用料は行政財産の目的外使用許可に係る使用料として計算の定めがあり、原則は土地の相続税評価額の2/100とされているが、実際の駐車場使用料はこれに必ずしも一致していなかったため、適時に駐車場の使用料の改定が必要と考える。	(1) 運営委員会の規約を徴求し、駐車場の運営実態を把握し適切に運営がなされているか確認いたします。 (2) 駐車場の使用料金につきましては、行政財産の目的外使用に係る使用料の基準に基づき算定した額に適宜改定します。 (平成15年度)